

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成25年6月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行等に伴い、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要領について、所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

法人税の様式改正に伴う所要の措置等を講じる。

3 施行期日

公布の日から施行する。